

川島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

1 地域型保育事業について

地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、必要となる基準を定めるものです。地域型保育事業は、原則3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、4つに類型されます。

【地域型保育事業の類型】

類型	内容
小規模保育	<p>利用定員を6人以上19人以下とし、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施。保育を目的した様々なスペースで行う。 多様な事業からの移行を想定し、規模の大きさを3つに類型される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A型：保育所分園に近い類型（大規模） ・ B型：保育所分園と家庭的保育の中間的な類型（中規模） ・ C型：家庭的保育に近い類型（小規模）
家庭的保育	<p>利用定員を5人以下とし、家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象に、きめ細やかな保育を実施。保育者の居宅その他の場所で行う。</p>
事業所内保育	<p>企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。地域の保育を必要とする子どもにも提供する。</p>
居宅訪問型保育	<p>保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施。</p>

2 地域型保育事業の認可基準について

この基準は、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づき、条例で定めることとなっています。

○従うべき基準

- ・ 職員の資格、員数
- ・ 乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

○参酌すべき基準

- ・ 上記以外の事項

小規模保育事業の設備及び運営に関する基準

項目		国の基準内容			川島町の基準	
		小規模保育事業				区分
		A型	B型	C型		
職員	職員数	0歳児：3人につき1人 1・2歳児：6人につき1人 ※上記の数に1人追加	0歳児：3人につき1人 1・2歳児：6人につき1人 ※上記の数に1人追加	0～2歳児：3人につき1人 (補助者を置く場合は、5人につき2人)	従うべき基準	
	資格	保育士 ※0～2歳児を4人以上受け入れる場合、 保健師又は看護師を1人に限り保育士としてカウント可	1/2以上保育士 ※0～2歳児を4人以上受け入れる場合、 保健師又は看護師を1人に限り保育士としてカウント可 ※保育士以外は必要な研修を実施	家庭的保育者 ※必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者		
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室又はほふく室：1人当たり3.3㎡ 2歳児 保育室：1人当たり1.98㎡	0・1歳児 乳児室又はほふく室：1人当たり3.3㎡ 2歳児 保育室：1人当たり1.98㎡	0・1歳児 乳児室又はほふく室：1人当たり3.3㎡ 2歳児 保育室：1人当たり3.3㎡	参酌すべき基準	
	屋外遊技場	屋外遊技場（付近の代替地可） 1人当たり3.3㎡（2歳児）				
給食	給食	自園調理 ※車携施設等からの搬入可			参酌すべき基準	
	設備	調理設備 ※通常キッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容 ※搬入する場合、提供にあたって必要な加熱、保存等の調理機能				
	職員	調理員 ※調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合不要				
耐火基準	建築基準法による規則に上乗せ有り ※さらに検討 ※保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物であること ※消火器等の消火器具の設置 ※非常警報器具の設置 ※保育室等を2階以上に設置する場合は、手すり等、乳幼児の転落防止設備を設ける ※非常階段については、当面、現行の保育所に準じた取扱い			参酌すべき基準	※1	
連携施設	保育の内容、支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定 ※2			参酌すべき基準	国の基準のとおり	
嘱託医	嘱託医 (連携施設と同一嘱託医への委嘱も可)			参酌すべき基準	国の基準のとおり	

※1 乳幼児の安全確保のため、保育室等（乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室）の設置階は原則1階とする。なお、2階以上に設置する場合は、国の基準のとおり。

※2 連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、連携施設の設定を求めないことができる。

家庭的保育事業及び事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準

項目		国の基準内容			川島町の基準
		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型事業	
職員	職員数	0～2歳児：3人につき1人 (家庭的保育補助を置く場合は、5人につき2人)	定員20人以上の場合は、保育所と同様	0～2歳児：1人につき1人	従うべき基準
	資格	家庭的保育者（+家庭的保育補助者） ※必要な研修を終了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者	定員19人以下の場合は、小規模保育（A・B型）と同様	※必要な研修を終了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者	
設備・面積	保育室等	保育を行う専用居室：1人当たり3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)			参酌すべき基準
	屋外遊技場	同一敷地内に遊戯等に必要な広さの庭（付近の代替地可） 1人当たり3.3㎡（2歳児）	屋外遊技場（付近の代替地可） 1人当たり3.3㎡（2歳児）		
給食	給食	自園調理 ※連携施設等からの搬入可	自園調理 ※連携施設等からの搬入可		参酌すべき基準
	設備	調理設備 ※通常キッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容 ※搬入する場合、提供にあたって必要な加熱、保存等の調理機能	定員20人以上の場合は、調理室 定員19人以下の場合は、調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合は不要 ※保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可	調理員 ※調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合は不要		
耐火基準	基本的には上乗せ規制なし	小規模保育事業取扱いを踏まえ検討			※1
連携施設	保育の内容、支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定 ※2	保育の内容、支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定 ※2	必要な場合に設定		参酌すべき基準
嘱託医	嘱託医（連携施設と同一嘱託医への委嘱も可）	嘱託医（連携施設と同一嘱託医への委嘱も可）			国々の基準のとおり
地域枠の子どもの受け入れ		※3			国々の基準のとおり

※1 乳幼児の安全確保のため、保育室等（乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室）の設置階は原則1階とする。なお、2階以上に設置する場合は、国の基準のとおり。

※2 連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、連携施設の設定を求めないことができる。

※3

定員区分	地域枠の定員
1人～5人	1人
6人～7人	2人
8人～10人	3人
11人～15人	4人
16人～20人	5人
21人～25人	6人
26人～30人	7人
31人～40人	10人
41人～50人	12人
51人～60人	15人
61人～70人	20人
70人以上	20人